

各都道府県私立学校主管課  
各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各 国 公 私 立 大 学  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課  
初等中等教育局教育課程課  
高等教育局大学教育・入試課

第14回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項  
について(周知)

各学校等におかれましては、日頃より、租税教育の充実に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、令和4年11月2日に開催した第14回租税教育推進関係省庁等協議会総会（構成員については別紙1参照）において、文部科学省、総務省、国税庁は協議を行い、租税教育の充実に関する基本方針等について、別紙2のとおり合意確認しました。

関係各位におかれましては、別紙2の合意事項を十分御理解の上、各地域の租税教育推進協議会や民間団体等と協力して租税教室を開催するなど、引き続き租税教育の充実にに向けた一層の取組をお願いいたします。

各都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び教育センター等の教員研修施設並びに域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校及び教育センター等の教員研修施設に対し、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、各国立大学におかれては、その管下の学校に対して、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対して、御周知くださいますようお願いいたします。

(本件担当)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室  
電話：03-5253-4111(代表) (内線 2939)

初等中等教育局教育課程課  
電話：03-5253-4111(代表) (内線 2073)

高等教育局大学教育・入試課  
電話：03-5253-4111(代表) (内線 3034)

# 租税教育推進関係省庁等協議会会則

## 第1条(趣旨)

租税教育推進関係省庁等協議会(以下「協議会」という。)は、平成 23 年度税制改正大綱(平成 22 年 12 月 16 日閣議決定)に基づき、文部科学省、総務省、国税庁等が協力し、小学校、中学校、高等学校、大学等の各学校段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について協議、確認等を実施し、都道府県、市町村租税教育推進協議会等と連携して租税教育の推進及び租税教育の充実のための環境整備を図ることを目的とする。

## 第2条(協議事項等)

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、確認等を行う。

- 1 租税教育の充実に関する基本方針
- 2 協議会構成省庁等の関係機関等に対する上記1の周知・伝達事項
- 3 その他、租税教育の充実のために必要な事項

## 第3条(組織)

協議会は、次に掲げる職にある者を構成員として組織する。

文部科学省 大臣官房 総括審議官  
総務省 大臣官房 審議官(税務担当)  
国税庁 次長

## 第4条(会長)

- 1 協議会に会長1名を置く。
- 2 会長は、国税庁次長の職にある者をもってこれに充てる。

## 第5条(会長の職務)

会長は、協議会を総括する。

## 第6条(総会)

- 1 協議会は、事務年度の基本方針その他本会の運営に関する重要な事項を協議・確認するため、毎年1回定期総会を開催するほか、次の場合を開催する。
  - (1) 会長が必要と認めるとき。
  - (2) 協議会構成員の3分の1以上から開催の請求があったとき。
- 2 前項の総会は、協議会構成員をもって開催する。

なお、会長が必要と認めるときは、総会に、教育関係者及び税務関係者等を賛助会員等として参加させることができる。
- 3 総会は別途持ち回りをもってこれに代えることができる。

## 第7条(運営委員会)

- 1 協議会の事務を行うために運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、次に掲げる職にある者を構成員として組織する。

文部科学省 大臣官房 政策課長  
文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課長  
文部科学省 初等中等教育局 教育課程課長  
文部科学省 高等教育局 大学教育・入試課長  
総務省 自治税務局 企画課長  
国税庁 長官官房 総務課長  
国税庁 長官官房 広報広聴室長
- 3 会長が必要と認めるときは、運営委員会に、賛助会員等を参加させることができる。

## 第8条(事務局)

- 1 協議会及び運営委員会の事務局は、国税庁に置く。
- 2 事務局長は、国税庁広報広聴室長の職にある者をもってこれに充てる。

## 第9条(事務年度)

協議会の事務年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終了するものとする。

## 第10条(その他)

この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則(施行期日)

この会則は、令和4年11月2日から施行する。

令和4年11月2日

## 第14回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項

第14回租税教育推進関係省庁等協議会総会において、文部科学省、総務省、国税庁等は下記の事項について協議を行い、合意確認した事項について、連携・協調して関係機関等に周知・伝達することを確認する。

### 記

#### 1 学習指導要領の着実な実施

租税に関する指導内容（意義、役割、納税の義務等）を明記した小学校・中学校・高等学校の学習指導要領の着実な実施を引き続き図る。

平成29年3月には小・中学校、平成30年3月には高等学校の学習指導要領が改訂され、小学校は令和2年4月、中学校は令和3年4月から実施、高等学校は令和4年4月から年次進行により、段階的に実施されている。これらの新しい学習指導要領の趣旨の周知等を行い着実な実施を図る。

#### 2 「租税教育の充実」についての一層の周知徹底等

租税教育の充実について、各省庁から学校等関係機関（教員等の研修施設を含む。）、地方自治体及び国税局（所）・税務署の各関係機関に対し、引き続き、周知徹底を図る。

#### 3 租税教育の充実に向けた具体的取組

① 主権者教育の重要性に鑑み、関係機関（財務局、選挙管理委員会、年金事務所等）と連携・協働を積極的に図り、社会科・公民科のみならず、関係する教科等においても、租税教育など社会との接点に関わる教育を重視し、高校生等の社会参画に係る実践力を育成するための取組を引き続き推進する。

② 児童生徒の日常の社会生活と関連付けながら具体的な事柄を取り上げ、財政及び租税の意義や役割など、自立した主体としてよりよい社会の形成に参画するために必要な知識及び技能を習得するとともに、それらを活用し考察するなど、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進する。

③ 租税教育の事例集（租税教育推進関係省庁等協議会作成）について、教員等に対する意識啓発を図るため、引き続き、教育委員会等に効果的な周知及び配布を行い、各地域や学校における活用を促す。

また、事例集の周知及び配布後における活用状況等の情報共有を図り、必要に応じて改訂を行う。

④ 教員等に対する税の啓発活動を支援するため、租税教育推進協議会を中心と

して、各地域で開催している教員等向けの研修会等に対して、租税教育に関する情報について提供するほか、機会を捉えて講師派遣を行う。

- ⑤ G I G Aスクール構想に基づく I C T環境の整備に合わせ、租税教育に関する教育コンテンツ等の活用や I C T端末を活用した租税教室など、 I C Tを活用した租税教育を推進する。

また、租税教育に関する教育コンテンツの活用方法や実施した取組事例等については、各省庁等のホームページなどにおいて、これらの周知を図る。

- ⑥ 教員、税の専門家、各地域の税に関係する民間団体等及び関係機関等との一層の連携・協働による租税教育の取組（出前授業（租税教室）及び講演会への講師派遣並びに「税を考える週間」（11月11日～17日）における各種行事など）を推進する。

なお、各施策の実施に当たっては、各地域の租税教育推進協議会、民間団体等及び関係機関等が連携・協働して、税に関する授業等の状況や各団体の活動状況の把握に努めるとともに、情報・認識を共有して効果的・効率的な取組となるよう配慮する。

文部科学省	総括審議官
総務省	官房審議官
国税庁	次長